

# 委託仕様書

## 1 件名

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルリボンの製造委託契約

## 2 目的

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「委託者」という。）は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「本大会」という。）の表彰式で授与される入賞メダルリボン（以下、「リボン」という。）の製造にかかる「10 委託業務内容」に定める業務（以下、「本業務」という。）を、リボンの製造を行う者（以下、「受託者」という。）に委託するものである。

なお、受託者は本業務の実施にあたり、国際オリンピック委員会（以下、「IOC」という。）及び国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」という。）の発行する開催都市契約大会運営要件等（以下、総称して「IOC・IPCのマニュアル等」という。）を遵守するとともに、委託者が適宜行う指示に基づき本業務を遂行するものとする。さらに受託者は透明性が保たれた運営体制を構築し、本業務を設定された契約金額内で提供する必要がある。

## 3 使用言語等

委託者と受託者間の本業務にかかる業務委託契約（以下、「本契約」という。）及び本契約に至る過程における使用言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

## 4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 日本国内に拠点を有していること。
- (3) プロダクトデザインの実績を持つこと。
- (4) 過去3年以内に、当該物品又は類似物品の量産実績を持つこと。
- (5) 日本語で本契約に基づく業務対応及び調達事務対応が可能であること。
- (6) 日本の法律、商慣習等を理解し、国内外の関連企業と連携して事業を実施できること。

※(2) から(6) の各条件については、単独では資格を満たさない場合でも、資格を満たす個人を実施体制の中に組み込むこと又は企業共同体を形成することにより、資格を満たせば参加可能となる。

※企業共同体を形成する場合は、幹事会社を明確にすること。幹事会社は企業共同体を代表するとともに、委託者との窓口となって委託者と企業共同体の各構成企業間の連絡、調整等を行う他、本業務全てに対して最終的な責任を負うものとする（但し、企業共同体の各構成企業の責任が軽減されるわけではない。）。また、委託者からの委託料の支払いは幹事会社に対して行う。なお、幹事会社は1社のみに限る。

※企業共同体を形成する場合、委託者と幹事会社を含む全ての構成企業を当事者とする拘束力のある本契約を締結するものとする。また、企業共同体を形成する各構成企

業は、本業務の完了の時まで密に連携する体制を堅持するものとする。  
※個人又は1社が、複数の企業共同体に参加して、別の参加者として複数応募することも可とする。但し、同一の1社が複数の企業共同体の幹事会社となることはできず、幹事会社としての企画提案の提出は1案に限る。

## 5 契約期間

契約確定翌日から、2020年9月30日までとする。

## 6 支払方法

本業務の対価は後払いとし、委託者は、受託者から納品書の提出を受け、本業務の履行を確認後、受託者から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払う。なお、仕様書に記載の数量が減となった場合は、実際に委託者に納入した数量に係る分のみを請求するものとする。また、納品が複数回になった場合は、最終の納品後に、支払うものとする。

受託者が企業共同体を形成する場合は、委託者からの委託料の支払いは、幹事会社に対して行う。

## 7 履行場所

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が指定する場所

## 8 実施体制等

- (1) 受託者は、本契約締結後速やかに本業務を履行するのに必要な人員を確保するとともに、業務責任者、業務副責任者、及び各作業の責任者を置く。
- (2) 業務責任者は本業務を円滑に遂行するため、委託者と連絡調整を遅滞なく行える体制を整える。
- (3) 業務副責任者は業務責任者の補佐、業務責任者が不在時の代行を行う。
- (4) 受託者は、本契約締結後速やかに作業体制・連絡体制について書面及び電子データで提出するとともに、変更が生じる場合は、委託者と協議の上、速やかに書面に反映する。
- (5) 受託者は、本契約締結後速やかに、作業開始から業務完了までの工程を記した生産計画書を作成し、書面及び電子データで提出する。変更が生じる場合は、委託者と協議の上、速やかに書面に反映する。
- (6) 受託者が企業共同体を形成する場合は、幹事会社を定めるものとし、幹事会社は、企業共同体を代表するとともに、委託者との窓口となって委託者と企業共同体の各構成企業間の連絡、調整等を行う他、本業務全てに対して最終的な責任を負うものとする（但し、企業共同体の各構成企業の責任が軽減されるわけではない。）。
- (7) 受託者が企業共同体を形成する場合は、委託者と幹事会社を含む全ての構成企業を当事者とする拘束力のある本契約を締結するものとする。また、企業共同体を形成する各構成企業は本業務完了の時まで密に連携する体制を堅持するものとする。

## 9 リボンの製造等に際して基本となる考え

### (1) 基本となる考え

- ① 東京 2020 大会ビジョンや東京 2020 オリンピックブランドブック及び東京 2020 パラリンピックブランドブックと調和し、またそれらを具現するリボンとすること。
- ② リボンは、重量 500 グラムの入賞メダルを吊り下げるものであることから、堅牢で長期の使用に耐えるものとし、上質な材料を使用して入念かつ丁寧に製作しなければならない。
- ③ 日本らしさを体現する伝統や先進性を示すことのできるリボンとすること。
- ④ 本業務にかかるサプライチェーン全体において「持続可能性」に配慮すること。  
なお、ここでいう「持続可能性」とは、CO<sup>2</sup>排出量の抑制や資源のリサイクルといった「環境」面だけを指すものではなく、「人権・労働問題の防止」、「公正な事業慣行の推進」等の側面を含む幅広い概念を指す。

### (2) 仕様

リボンに関する最低限の仕様は以下の表のとおりとする。なお、最終的なリボンの仕様は本契約にて定めるものとする。

表 仕様

サイズ	<ul style="list-style-type: none"><li>・幅 30mm</li><li>・長さ 90-100cm</li><li>・目安として薄さ 1mm 程度</li></ul>
重量	<ul style="list-style-type: none"><li>・制限なし</li></ul>
材質・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・繊維あるいは類似の素材</li><li>・毛玉になりにくい素材</li><li>・油脂も含め、汚れが付きにくい素材、色あせ・色落ちがしにくい素材（耐光堅ろう度検査証があれば加点要素とする）</li><li>・3kg 前後の重さの物品の加重に耐えうる素材（伸長テストの証明書があれば加点要素とする）</li></ul>
機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・パラリンピック入賞メダルリボンは金、銀、銅メダルを識別できるユニバーサルデザインに配慮した仕掛けを施すこと（触覚、聴覚等に訴えられる工夫）</li><li>・重量 500 グラムの入賞メダルを吊り下げることができること</li></ul>
デザイン	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託者から提供する色・デザインを、素材の特性を生かしつつ可能な限り忠実に再現すること。</li><li>・TOKYO2020 コアグラフィックスで指定する色を忠実に再現できること。</li></ul>
構造・仕上げ	<ul style="list-style-type: none"><li>・メダルとの取り付けに際して、メダル内部の取り付けピン（直径 3 mm）をリボン下部に通す予定（別紙 1 を参照）であることから、リボンの先端に袋縫いを施すこと。ピンの実際の大きさや袋縫い部分の詳細な位置については、別途</li></ul>

	指定する。 ・ほつれが生じないように、両端を二重縫いにする
持続可能性	低 CO <sup>2</sup> 排出材やリサイクル材の活用、その他環境負荷の低減をはかる等、「持続可能性」について配慮すること。

## 10 委託業務内容

### (1) 主な業務

#### ① 試作品の製作（2018年11月上旬頃）

- (ア) 契約締結後、委託者の求めにより委託者が IOC(国際オリンピック委員会) (オリンピック大会用リボンの場合) 乃至 IPC (国際パラリンピック委員会) (パラリンピック大会用リボンの場合) の承認を受けるために試作品を各3本製作すること。
- (イ) リボンの仕様が上記9(2)の条件を満たすことを受託者の責において担保すること。
- (ウ) リボンの量産に先立ち、必要な検査等を受託者の負担において行うこと。
- (エ) 試作品製作に係る費用は、リボンの量産に記載する製造本数の単価含めること

#### ② リボンの量産

- (ア) 次のとおりリボンを製造し、納入すること。なお、製造本数及び納入期限は予定であり、委託者の判断により変更となる場合がある。

区分	製造本数	納入期限
オリンピック入賞メダルリボン	3,000本	2019年1月中旬頃から同年9月の間に、委託者が別途指定する時期に1回から複数回に分けて納入する。
パラリンピック入賞メダルリボン	3,000本	2019年7月から2020年5月の間に、委託者が別途指定する時期に1回から複数回に分けて納入する。

- (イ) 製造本数の増減に伴う精算額の修正は、リボンの契約単価に増減数を乗じた額をもって行うものとする。

#### ③ 納品

- (ア) リボンを委託者が指定する場所に納品すること。納品日、納品場所については委託者が別に指示する。

なお、納品に際し、受託者において配送サービスを別に調達する場合は、本大会の大会パートナーから調達することを原則とする。

- (イ) 納品までの間は、受託者の負担において適切に保管・管理を行うこと。

#### ④ アフターケア

納品後、不良等が判明した場合は、代替品の手配等、受託者の負担で速やかに対応を行うこと。

(2) 報告書等の提出

本業務の把握等のために必要な資料の提出（証憑等を含む。）すること。

(3) 上記に限らず、リボンの製造等にあたり受託者又は委託者が必要とし、双方協議の上で決定する一切の業務

## 11 資料等の提出様式

上記「10 委託業務内容」にかかる資料等の提出様式は以下のとおりとする。なお、提出部数は、各1部とする。

(1) 報告書、証憑類

書面及び電子データにより提出すること。

- ① 特に指定のない限り Windows OS で表示可能なものとする。
- ② 電子データはPDFの他、文書はワープロソフト (Microsoft 社 Word シリーズ)、計算表等は表計算ソフト (Microsoft 社 Excel シリーズ) で編集可能な形式を基本とする。また、説明資料、提出資料は状況に合わせプレゼンテーションソフト (Microsoft 社 Powerpoint シリーズ) で編集可能な形式とすること。
- ③ ファイル名はその内容をわかりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

## 12 適用ルール等

受託者は以下に挙げる契約等について、その内容、主旨を十分に理解して本業務を履行すること。また委託者が提示する、持続可能性に配慮した運営計画、調達コードの適用条件の確認を行うこと。

- ・ 東京 2020 大会開催基本計画 (<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/>)
- ・ 開催都市契約 2020 (<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/>)
- ・ 立候補ファイル (<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/>)
- ・ アクション&レガシープラン (<https://tokyo2020.jp/jp/games/legacy/>)
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント  
([http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikai\\_jyunbi/torikumi/facility/kankyoku/index.html](http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikai_jyunbi/torikumi/facility/kankyoku/index.html))  
(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/assessment/conference/2020/index.html>)
- ・ 持続可能性に配慮した運営計画  
(<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-plan/>)
- ・ 持続可能性に配慮した調達コード (第2版)  
(<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-code/>)
- ・ 東京 2020 大会ビジョン (<https://tokyo2020.org/jp/games/vision/>)
- ・ 東京 2020 オリンピックブランドブック  
(<https://tokyo2020.org/jp/assets/news/data/20180817-01-JP.pdf>)
- ・ 東京 2020 パラリンピックブランドブック  
(<https://tokyo2020.org/jp/assets/news/data/20180817-02-JP.pdf>)

### 13 権利帰属関係

- (1) 本業務の履行過程において作成された全てのリボン、資料、報告書、その他制作物等（以下「制作物等」という。）に関する所有権並びに著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、著作隣接権、商標権、特許権、意匠権その他知的財産権（これらを出願し、又は受ける権利を含む。）は、全て委託者に帰属し、最終的には IOC（パラリンピック競技大会に関するものについては IPC）に帰属する。制作物等に関し、受託者は、受託者自身又はその従業員その他第三者が著作者人格権その他の人格権を有する場合は、委託者及びその指定する第三者（IOC、IPC、並びにそれらの指定する第三者を含む。）に対して、永久かつ使用範囲を問わず、当該権利を自ら行使せず、当該第三者をして行使させないものとする。但し、制作物等において、受託者のノウハウや本業務の履行前から有する既存の権利又は、第三者のノウハウや本業務の履行前から有する既存の権利が含まれる場合には、受託者は、委託者及びその指定する第三者（IOC、IPC 並びにそれらの指定する第三者を含む。）に対して、永久かつ使用範囲を問わず、当該権利を自ら行使せず、また第三者をして行使させないものとする。なお、制作物等は、委託者及びその指定する第三者（IOC 及び IPC 並びにそれらの指定する第三者を含む。）によってライセンス商品や大会装飾等、さまざまな媒体で展開される場合があるが、受託者はこれにつき何らの異議を述べず、当該第三者に異議を述べさせないものとする。
- (2) 受託者は、委託者の事前の書面による承諾なくして、制作物等について、複製その他一切の利用行為をし、又は、第三者に譲渡若しくは継承し、その他一切の利用行為をさせてはならない。
- (3) 受託者は、制作物等が第三者の特許権、意匠権、商標権、著作権その他一切の権利を侵害していないことを保証し、制作物等に関する一切の紛争が生じた場合は、契約期間満了後も、受託者の費用及び責任において解決するものとする。
- (4) 制作物等の制作過程に関する記録や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料については、権利関係の確認等のために委託者がこれらを確認できるようにするため、委託者から別段の指示がない限り、受託者において、これらを破棄せず保管するとともに、委託者の指示に従ってこれらを提出するものとする。

### 14 秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の事前の書面による承諾なくして、本業務の履行に際し知り得た一切の事実（委託者から提供・貸与される資料・情報の他、リボンのデザイン、デザイン素案等の一切の成果物及び中間成果物を含む。）並びに本契約の締結の事実及びその内容（以下、総称して「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏えいしてはならず、かつ本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、秘密情報を含む資料については、第三者に漏えいしないよう、受託者の責任と負担において、厳重に管理しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に必要不可欠な業務を行う職員に限り秘密情報を開示できるものとし、それ以外の職員には秘密情報を開示してはならない。また、受託者は、本号に従って受託者の職員に秘密情報を開示する場合であっても、本契約に基づき自己

が負うのと同等の義務を当該職員に負わせ、当該職員の義務履行につき責任を負い、かつ委託者が要請する場合には、当該職員をして、委託者に対して直接、秘密保持に関する誓約書を提出させるものとする。

- (4) 受託者は、委託者から要求があった場合、委託者から受領した秘密情報を、委託者の指示に従い返却又は廃棄（電子データの場合は電子メールサーバ等に一定期間バックアップされるものを除き消去）するものとする。
- (5) 秘密保持に関し、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償する責任を負うものとする。

## 15 広報活動への協力

受託者は、委託者の求めがある時は、本業務に支障を来さない範囲においてメディアの取材活動や委託者もしくは委託者が指名する者によるリボン製造現場等の撮影、その他の広報活動に協力するものとする。

## 16 個人情報の取り扱い

- (1) 委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び本業務に関して知り得た個人情報は、全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 委託期間の満了後は、委託者より貸与された資料を返還するものとし、また、その他委託者の保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を委託者に返還するものとする。

## 17 製品・サービスの指定

受託者は本業務の実施にあたり、本大会の大会パートナーに優先供給権が認められた製品・サービスを調達する際には、当該パートナーの優先供給権に従うものとする。また、本大会のパートナー以外の第三者から製品又はサービスの供給を受ける場合には、当該第三者の製品又はサービスのブランドがわからない形で供給を受ける。

## 18 製造物責任

リボンの欠陥により損害を被ったとして第三者から委託者が損害賠償請求を受けた場合には、受託者は自らの費用と責任をもって当該第三者との紛争を解決し、委託者は一切の責から逃れるものとする。委託者が当該第三者に対しリボンの欠陥から生じた損害について賠償した場合、合理的な内容の弁護士費用も含め、その全額を受託者に請求できる。

また、受託者は、上記「10 委託業務内容」を踏まえ、リボンが利用される全ての地域をカバーし、委託者が満足できる補償範囲内にある十分な水準の製造物責任保険に受託者の負担により加入するものとする。本契約においては委託者、IOC、日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という。）、IPC、日本パラリンピック委員会（以下、「JPC」という。）

（いずれもこれらの子会社、関連会社を含む。）を追加被保険者に含めるものとし、必要な付保期間はリボンの納品時から本契約の期間満了の時までとする。なお、当該保険の内容については委託者の承認を受けるものとする。また、受託者の判断において付保期間を延長することは妨げない。

なお、本保険に関する費用についても、リボンの契約単価に含めるものとする。

## 19 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係する法令、条例、規則を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、委託者の書面による事前承諾がある場合を除き、受託者自ら又はその関係者をして次の①～④に掲げる行為又はそのように受け取られるおそれのある行為を行ってはならない。
  - ① 受託者自ら又はその関係者の広告・宣伝等において、成果物、本大会に関わる公式エンブレム、委託者の名称(「TOKYO2020」、「組織委員会」等の略称等を含む。)、本大会のリボンその他本大会に関連する知的財産を使用し、又は使用しようとする行為。
  - ② 受託者自ら又はその関係者の商品又はサービス(以下、総称して「受託者商品等」という。)と、本大会又はオリンピックムーブメント若しくはパラリンピックムーブメントとを関連付け、又は関連付けようとする行為
  - ③ 受託者自ら又は受託者商品等、委託者、IOC、IPC、JOC又JPCのいずれかの公式のものである旨、いずれかにより選ばれ、承認され、保証を受け、推奨され、又は表明しようとする行為
  - ④ 本契約の内容及びその締結の事実について、受託者自身又は受託者商品等の広告・宣伝を持って公表し、又は公表しようとする行為
- (3) 本業務の終了前においても、委託者の求めがあったときは、適宜委託者の求める資料等を提出するものとする。
- (4) 受託者の所有ではないデータ及び資料等を使用する際には、その出典及び権利の帰属等について十分確認した上で使用するものとし、その出典を明示するものとする。
- (5) 本大会のリボン及び本業務に関する最終的な判断は委託者が行う。委託者は、受託者と協議の上、リボンのデザイン、構造、その他受託者の提案内容を変更(技術革新等の理由により新たな素材、仕組み及び構造等を採用することを含む。)することがある。
- (6) 本業務において疑義が生じた事項、不明もしくはあらかじめ定められていない又は諸般の事情により変更が生じた事項については、その都度、委託者と協議し、処理するものとする。

## 20 紛争時に適用する法律、法廷について

- (1) 本契約、本委託仕様書及び製造委託事業者選定実施要領の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。
- (2) 本契約及び本契約のプロセスにおいて委託者と受託者間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 21 担当

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー8階  
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
国際局国際渉外部プロトコール課 杉尾、河崎、菅野、横見、奥山